

平成 29 年 4 月 1 日

医療法人博愛会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

尚、計画期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 までの 3 年間。

行動計画 1

1.内 容

<目標> 計画期間内に、男性従業員の育児休業取得を 1 人以上とする。

2.対 策

- 平成 29 年 4 月～法人内広報誌や説明会の実施等による従業員への育児休業制度の周知徹底。

行動計画 2

1.内 容

<目標> 『育児休業、育児のための所定外労働の免除、育児の為の時間外労働及び深夜業の制限並びに勤務時間の短縮』を措置する諸規定を全職員に周知する。

2.対 策

- 各職場朝礼で、月に 1 回、各部門長が職員に対してこれら諸規定に関する説明を実施する。

行動計画 3

1.内 容

<目標> 計画期間内に、育児休業期間中の当該者分担業務を他に分散できない場合、代替要員を確保する。

2.対 策

- 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該部門長と人事部門が協議し、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。

以上